

## 地域活動サポート人材登録制度（愛称：知恵袋バンク）実施要綱

（目的）

第1条 市民が持っている様々な専門知識、能力、技術や知恵を登録し、それらを求める市民に情報を公開することにより、地域の人材を活用し、地域の課題解決やまちづくりに役立てられるような循環を構築することを目的とする。

（活動内容）

第2条 地域活動サポート人材の活動内容は、市内に活動拠点を置く団体や公民館における行事・事業、各種作業の指導・手伝い及び協力、その他人材活用にふさわしい内容のものとする。

（登録対象）

第3条 地域活動サポート人材として登録できるものは、本制度の目的、活動内容を理解し、地域のために専門知識、能力、技術や知恵を提供する意思のあるものとする。ただし、次の活動を目的としたものは登録できない。

- （1）特定の政党に限った活動を目的とするもの。
- （2）特定の宗教の布教、教化、宣伝、勧誘につながる活動を目的とするもの。
- （3）営利を目的とするもの。
- （4）公序良俗に反する活動を目的とするもの。

（登録申請）

第4条 地域活動サポート人材登録制度に登録を希望する場合は、地域活動サポート人材登録票に必要事項を記入のうえ、個人は居住地域の公民館へ、公民館利用団体は登録している公民館へ、その他の団体は主たる活動地域にある公民館へ提出し、教育委員会の承認を得るものとする。

（登録事項の変更）

第5条 地域活動サポート人材登録制度に登録したもの（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じた場合には、速やかに登録した公民館で変更登録を行い、教育委員会の承認を得るものとする。

（登録の取消）

第6条 登録者が活動を継続できない理由が生じた場合や、本制度の目的に反する行為をしたとき、又は指導者として適格性を欠くと認められたときは、教育委員会は登録を取り消すことができる。

（登録の更新）

第7条 登録者は、教育委員会が定めた期日から3年ごとの10月1日（以下「更新日」という。）に更新するものとする。ただし、教育委員会が定めた日以後に登録された場合、有効期間は、当該登録日からそれ以後最初の更新日の前日までとする。

2 前項の規定による更新を受けようとする者は、更新日の属する月の前月の末日までに

更新の手続きをするものとする。

(登録者の利用)

第8条 登録者を利用することができるものは、平塚市内に活動拠点を置く団体とする。

ただし、次の活動を目的としたものは利用できない。

- (1) 特定の政党に限った活動を目的とするもの。
- (2) 特定の宗教の布教、教化、宣伝、勧誘につながる活動を目的とするもの。
- (3) 営利を目的とするもの。
- (4) 公序良俗に反する活動を目的とするもの。

2 登録者を利用しようとする団体（以下「利用団体」という。）は、「地域活動サポート人材」依頼書を原則的に活動日の2箇月前までに地区公民館に提出するものとする。

3 前項の規定による依頼があったとき、依頼を受けた公民館は、登録者に依頼内容を連絡した上で、その結果を利用団体に報告するものとする。

(活動にかかる費用)

第9条 登録に基づく活動については、交通費、材料費等の実費を除き、原則無償とする。

ただし、謝礼等を要する場合は、利用団体と登録者において協議して決定するものとする。

(活動の報告)

第10条 利用団体は、活動後2週間以内に利用報告書を、依頼書を提出した公民館に提出するものとする。

(事故等の補償)

第11条 活動中における事故等については、原則として当事者間の責任で解決するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。